

**[特別養護老人ホーム椿]利用料金表**

社会福祉法人天寿園会①特ユ  
令和1年10月1日改定

【ユニット型個室】①②③④⑤を合計し、1ヶ月の目安にしてください。(本表は自己負担割合が1割と2割と3割の方の例)

**①基本料金**

要介護区分	単位数	<負担割合1割の方>		<負担割合2割の方>		<負担割合3割の方>	
		自己負担額(1日)	1ヶ月(30日)の自己負担(1割)	自己負担額(1日)	1ヶ月(30日)の自己負担(2割)	自己負担額(1日)	1ヶ月(30日)の自己負担(3割)
要介護1	638	684円	20,520円	1,368円	41,040円	2,052円	61,560円
要介護2	705	756円	22,680円	1,512円	45,360円	2,268円	68,040円
要介護3	778	834円	25,020円	1,668円	50,040円	2,502円	75,060円
要介護4	846	907円	27,210円	1,814円	54,420円	2,721円	81,630円
要介護5	913	979円	29,370円	1,958円	58,740円	2,937円	88,110円

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された割合に合わせて、ご利用者様の負担額を変更致します。  
※ 町田市は地域区分が2級地ですので、1単位は10.72円になります。

**②その他の加算**

項目	加算内容	単位数	<負担割合 1割・2割・3割の方>					
			自己負担(1日)			自己負担(1ヶ月)		
			1割	2割	3割	1割	2割	3割
初期加算	入所後30日間。入院後再入所した場合も同様。	30	33円	65円	97円	-		
入院・外泊時費用	1ヶ月に6日を限度。外泊等の初日と最終日を除く。	246	264円	528円	792円	-		
療養食加算	医師の指示による食事の提供した場合。	6	7円	13円	20円	-		
栄養ケアマネジメント加算	管理栄養士が個別に栄養ケア計画を作成し、状況に応じた食事を提供。	14	15円	30円	45円	-		
経口移行加算	医師の指示により経管栄養から経口摂取への取り組み。	28	30円	60円	90円	-		
経口維持加算Ⅰ	医師又は歯科医師の指示を受けたものを対象として、経口維持計画を作成し、栄養管理を実施した場合。	400	-	-	-	429円	858円	1,287円
経口維持加算Ⅱ	経口維持加算Ⅰを算定し、食事の観察及び会議に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合。	100	-	-	-	108円	215円	322円
低栄養リスク改善加算	他職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、食事の観察を行い、栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養・食事調整等を行う場合。	300	-	-	-	322円	644円	965円
再入所時栄養連携加算	医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合。	400	-	-	-	429円	858円	1,287円
褥瘡マネジメント加算	入所者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理した場合。	10	-	-	-	13円	22円	33円
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合。	30	-	-	-	33円	65円	97円
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合。	90	-	-	-	97円	193円	290円
精神科医療養指導加算	認知症である入所者が1/3を占めている施設において、精神科医による定期的な療養指導を月2回以上実施	5	6円	11円	16円	-		
看護体制加算(Ⅰ)口	常勤の看護師を1名以上配置。入居定員が31人以上51人未満。	4	5円	9円	13円	-		
看護体制加算(Ⅱ)口	上記を(Ⅰ)口を満たし、更に必要数に1を加えた数以上の看護職員を配置し、24時間連絡取れる体制が確保されている場合。	8	9円	17円	26円	-		
夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	夜勤時間帯(18時～翌10時)における一日平均夜勤職員数が基準数に1を加えた数以上の配置となっている場合。	18	20円	39円	58円	-		
看取り介護加算(Ⅰ)1	看取り介護を希望される場合:死亡日以前4日以上30日以下。	144	155円	309円	463円	-		
看取り介護加算(Ⅰ)2	看取り介護を希望される場合:死亡日の前日及び前々日。	680	729円	1,458円	2,187円	-		
看取り介護加算(Ⅰ)3	看取り介護を希望される場合:死亡日。	1,280	1,373円	2,745円	4,117円	-		
個別機能訓練加算	機能訓練指導員が個別に機能訓練計画書を作成し、身体機能の維持・向上をはかる。	12	13円	26円	39円	-		
認知症行動・心理症状緊急対応加算	入所後7日に限る。	200	215円	429円	644円	-		
在宅復帰支援機能加算	在宅へ戻られる場合。	10	13円	22円	33円	-		
在宅・入所相互利用加算	在宅・施設の計画的利用。	40	43円	86円	129円	-		
退所前訪問相談援助加算	入所中1回(又は2回)を限度。	460	494円	987円	1,480円	-		
退所後訪問相談援助加算	退所後1回を限度。	460	494円	987円	1,480円	-		
退所時相談援助加算	入居者及びその家族に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合。	400	429円	858円	1,287円	-		
退所前連携加算	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合。	500	536円	1,072円	1,603円	-		
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	サービス利用総単位数の1000分の60に相当する単位数。							
介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	サービス利用総単位数の1000分の23に相当する単位数。							

※ 町田市は地域区分が2級地ですので、1単位は10.72円になります。

**③居住費・食費**

対象者	段階	1日居住費	1日食費	居住費+食費(30日あたり)	
市町村民税非課税世帯	・第4段階の条件に該当しないこと ・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者	1	820円	300円	33,600円
	・第4段階の条件に該当しないこと ・申請者の前年の課税年金収入+合計所得が80万円以下の方	2	820円	390円	36,300円
	・第4段階の条件に該当しないこと ・申請者の前年の課税年金収入+合計所得が80万円を超える方	3	1,310円	650円	58,800円
・市民税課税者がいる世帯 ・別の世帯の配偶者が市民税課税者 ・申請者及び配偶者の預貯金等の合計額が2,000万円(単身者の場合は1,000万円)を超える方	4	2,006円	1,572円	107,340円	

※ 負担限度額認定証が必要になります。

**④日常生活にかかるその他の費用**

日用品・クラブ活動の材料費・クリーニング代・理美容代・医療費・その他嗜好にかかわるもの

**⑤電気代**

テレビなど居室に持ち込み利用された場合、1日 100円徴収致します。(冷蔵庫の持ち込みはご遠慮ください。)

※この料金表に記載されている金額は随時変動する可能性があるのでもあらかじめご了承ください。